

「熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線」に係る環境影響評価方法書に関する熊本県環境影響評価審査会意見

「熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線」に係る環境影響評価方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[大気環境]

[騒音・振動]

騒音及び振動の影響評価に当たっては、計画沿線周辺で特に静穏に配慮が必要な学校、病院等の存在を的確に把握したうえで調査地点を選定して、それらへの影響について予測・評価を行うことを検討する必要がある。

評価の手法として、「国又は関係する地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。」とされているが、準備書においては採用する基準又は目標を明確にしたうえで評価する必要がある。

九州新幹線事業と当該対象事業について、供用後の騒音の複合的な影響について予測・評価を行うべきか検討する必要がある。

[水環境]

[水象]

高架化により鉄道施設の構造形態が変わり雨水流出に変化が生じることが予想されるが、この変化に伴う流量等の河川等への影響について予測・評価を行うべきか検討する必要がある。

[地下水]

事業予定地周辺の地下水の利用状況を踏まえて、コンクリート打設工事に起因するアルカリ排水、薬注工事等による地下水への影響について予測・評価を行うべきか検討する必要がある。

[土壌環境に係る環境・その他の環境]

[地形・地質]

鉄道高架部の玉名市寄り約3 km については、沖積層中に軟弱層の地盤が存在していることが考えられるので、軟弱地盤の状況把握に努め、振動等への影響予測に反映すべきか検討する必要がある。

[動物・植物・生態系]

[動物・植物]

調査対象地域の動植物の生息生育状況の概況を把握するに当たって、熊本県環境基本計画環境特性図を中心になされているが、その他の既存文献や専門家の意見を参考としながら行うことを検討する必要がある。

事業実施区域及びその周辺地域には、重要な動植物の生息生育は確認されておらず、事業実施による大規模な土地改変がないため動植物への影響は小さいとされているが、一般的に生息生育が予想される普通種についても、影響の程度を把握するための調査を実施すべきか検討する必要がある。

[生態系]

事業実施区域及びその周辺地域は、ほぼ全域が市街化されており、地域を特徴づける生態系への影響は小さいとされているが、市街地には市街地としての生態系が存在するので、事業実施による生態系への影響について評価項目として選定すべきか検討する必要がある。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

[景観]

主要な眺望点、景観資源の位置を明らかにするとともに、調査地点の選定に当たっては、地域の景観構造を類型化したうえで見落としがないように配慮する必要がある。

また、事業実施区域周辺において、住民の日常生活の場での景観についても必要に応じ予測・評価を検討すること。

予測の手法としてのフォトモンタージュの作成に際しては、防音壁、鉄塔、架線などの構造物を加えた形で景観への予測を検討する必要がある。

[人と自然との触れ合いの活動の場]

影響評価に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場に関する分布の状況、利用の状況及び利用環境の状況を的確に把握するとともに、予測・評価を行うための理由を十分検討したうえで行う必要がある。

[文化財]

事業の実施により影響が生じる指定文化財や埋蔵文化財については、県及び熊本市教育委員会と事前に十分協議すること。

事業の実施により、国指定「熊本藩細川家墓所」に対し影響が生じるおそれも考えられるので、環境影響評価の実施に当たっては、影響の程度の把握に留意して行う必要がある。

[その他]

準備書の作成に当たっては、使用する用語の定義付けを明確に行った上で使用するなど、的確な記述に努めること。

準備書全体の記述に関しては、文章体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めること。

重要な項目の説明については、関係する各項で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。

各評価項目の予測・評価に当たっては、九州新幹線事業と当該対象事業との複合的な影響を考慮すべきか検討する必要がある。

対象事業区域周辺の地形の状況を踏まえ、高架構造物の設置に伴う風の変化による周辺への影響について、予測・評価すべきか検討する必要がある。